

ケーブルテレビの法制度面における 現状と課題(案)

平成 1 8 年 1 0 月

総務省 情報通信政策局
地 域 放 送 課

1 概 要

ケーブルテレビに関する法律一覧



	テレビジョン放送		ラジオ放送
	自ら施設を設置する場合	他者の施設を利用する場合	
業務側の規律	有線テレビジョン放送法 *1 *2	電気通信役務利用放送法 *4	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律
施設側の規律	*3	電気通信事業法	
	有線電気通信法		

- *1 引込端子数が500端子以下の施設の場合、施設側の規律について、有線テレビジョン法の適用を受けず、有線電気通信法のための規律の適用を受ける。
- *2 他者の有線テレビジョン放送施設を利用して有線テレビジョン放送業務を行う者は、有線テレビジョン放送法に規定する業務側の規律のみ適用を受ける。
- *3 施設を*2の者に提供している者は、自ら業務を行う場合と同様に、施設側の規律について、有線テレビジョン放送法及び有線電気通信法の規律の適用を受ける。
- *4 自ら施設を設置している部分については、参入(登録)の際の確認の対象となる。また、自社設備だけでなく提供を受けている他者の設備についても、技術基準適合義務の対象となる。



1 法の概要

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設(*1)を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと（チャンネルリース）も認められているところ。（ソフト／ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。）

2 具体的な規律

【施設側の規律】

- ・施設の設置・変更には総務大臣の許可（*2）
 - （注）許可の基準
 - 1）施設計画の合理性・実施確実性
 - 2）技術基準への適合性
 - 3）経理的・技術的能力
 - 4）自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- ・有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- ・チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

【業務側の規律】

- ・業務を行う場合には総務大臣へ届出
- ・テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け（*3）
- ・放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- ・業務区域内での役務提供義務
- ・番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用等

*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のための規律の適用を受ける。

*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

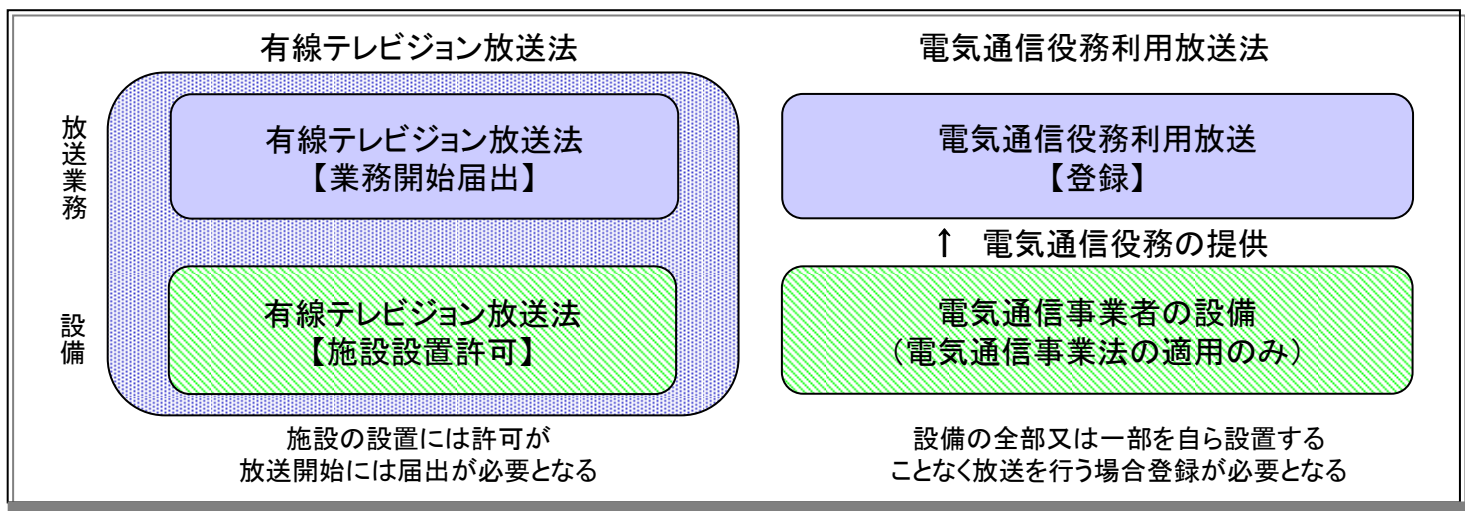
*3 これまで義務付けされた例なし。

電気通信役務利用放送法の概要



1 法の概要

- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、ケーブルテレビ等の設備利用の規制緩和を行うことを目的として平成13年6月に制定、平成14年1月から施行されたもの。
- これにより、ケーブルテレビについては、従来の有線テレビジョン放送法では、許可に基づきソフト（番組）を提供する者がハード（設備）を自ら設置して放送を行うものであったが、本法の適用により、登録に基づきハードの全部又は一部を自ら設置することなく電気通信事業者の設備を利用して放送を行うことが可能となったもの。



2 具体的な規律

- 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録が必要（※）
- 放送設備に関する電気通信役務利用放送のための技術基準への適合義務
- 放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要
- 業務区域内での役務提供義務
- 番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用

※ 地上放送事業者は、自らの放送対象地域内で電気通信役務利用放送の業務を行うことができない。

電気通信役務利用放送事業者（有線）の登録状況



- 電気通信役務利用放送法は、平成14年1月から施行されており、平成17年12月末現在で16事業者が、有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録。
- 従来のケーブルテレビの方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用している事業者(12事業者)の他、IPマルチキャスト方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用して、全国規模で事業を展開する事業者(4事業者)が存在。

◇電気通信役務利用放送事業者（有線）の登録状況

会 社 名	登録日	方式	業務区域	参入
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛シーエーティヴィ	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	※
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社タウンテレビ南横浜	H16.8.25	従来方式	神奈川県横浜市金沢区等	
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	※
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	※
KDDI株式会社	H15.10.3	IPマルチキャスト方式	山口県、沖縄県以外の全国	※
株式会社オンラインティーヴィ	H16.6.30	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社アイキャスト	H17.5.25	IPマルチキャスト方式	全国	※

注：参入欄の※は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。



①有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和

- ・地元事業者要件(地元活動の基盤を有すること)の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。(平成5年12月)

②外資規制等の緩和・撤廃

- ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。(平成5年12月)
- ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。(平成9年1月)
- ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。(平成10年2月)
- ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。(平成11年6月)

③有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等

- ・設置許可等に係る手続きの簡素化。(平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月)
- ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等。(平成6年10月)
- ・標準処理期間の短縮等。(平成15年1月)

④複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止(平成6年9月)

⑤ヘッドエンド共用の実現(平成9年12月)

⑥ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化(平成10年9月)

⑦合併・分割等の場合の手続の簡素化(平成11年6月、平成13年4月)

- ・地位の承継規定を整備し、事業者合併・分割等があった場合の手続を簡素化した。

⑧電気通信事業者の電気通信役務を利用した有線役務利用放送を制度化(平成14年1月)

⑨FTTHを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備(平成17年12月)

2 個別の論点

(1) 有線テレビジョン放送法と電気通信 役務利用放送法の規律等



有線テレビジョン放送法と電気通信役務利用放送法の業務規律における規定の比較

	有線テレビジョン放送法		電気通信役務利用放送法
	有線テレビジョン放送施設者	左記以外の 有線テレビジョン放送事業者（注1）	有線役務利用放送事業者
法の目的	有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。（第1条）		電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。（第1条）
参入	【施設】 許可 【業務】 届出	届出	登録
承継	【施設】 認可 【業務】 届出	届出	届出 （欠格事由に該当する者は承継できない）
廃止	【施設】 届出 【業務】 届出	届出	届出
審査事項	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要かつ適切（集中排除原則）	○なし （虚偽の届出については罰則）	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致（集中排除原則）
料金	届出	届出	届出
料金を除く役務の提供条件等	規定なし	規定なし	届出
業務区域に係る基準	原則として行政区域全域（注2）	規定なし	規定なし
役務提供義務	○	○	○
義務再送信	○	×	×
再送信同意に係る裁定制度	○	○	×

（注1）有線テレビジョン放送施設者から 施設の提供を受けて業務を行う者又は施設について引込端子が500端子以下の者

（注2）法令上は特段の規定はないが、有線テレビジョン放送法関係審査基準第4条において規定されている。



制度の現状

再送信同意制度

- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等の同意を得なければ、その放送を受信し、再送信することができない。（有線テレビジョン放送法第13条第2項）
- 電気通信役務利用放送事業者は、放送事業者等の同意を得なければ、その放送を受信し、再送信することができない。（電気通信役務利用放送法第12条）

裁定制度

- 再送信同意について協議が調わなかった場合、有線テレビジョン放送事業者は、総務大臣の裁定を求めることができる。（有線テレビジョン放送法第13条第3項）
- 総務大臣は、再送信に係る同意をしないことにつき、正当な理由がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。（有線テレビジョン放送法第13条第5項）

義務再送信制度

- テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け。（有線テレビジョン放送法第13条第1項）

留意点

- 義務再送信制度は、過去において、一度も発動されたことがない。
- 裁定制度及び義務再送信制度については、有線テレビジョン放送法には規定されているが、電気通信役務利用放送法には規定が存在しない。

番組規律の異同



有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法は、番組規律について放送法の規定を準用しているが、有線テレビジョン放送においては自主番組が少なかったことから、一部準用に違いが見られる。

規律の種類（放送法）				有線テレビジョン放送事業者	電気通信役務利用放送事業者
第3条		・放送番組編集の自由		準用	準用
第3条の2		・国内放送の放送番組の編集等		一部準用	一部準用
	第1項	番組 準 則	公安及び善良な風俗	準用	準用
			政治的公平		
			報道の正確性		
			論点の多角性		
	第2項	・調和原則		非準用	非準用
	第3項	・教育番組の教育課程基準準拠		非準用	準用
	第4項	・解説番組・字幕番組		準用	準用
第3条の3		・番組基準		準用	準用
第3条の4		・放送番組審議機関の設置		準用	準用
第3条の5		・番組基準等の規定の適用除外		準用	準用
第4条		・訂正放送等		準用	準用
第5条		・放送番組の保存		非準用	準用
第6条		・再放送		別途規定	別途規定
第6条の2		・災害の場合の放送		非準用	非準用
第51条		・放送番組審議機関の委員		準用	準用
第51条の2		・広告放送の識別のための措置		非準用	準用
第52条		・候補者放送		準用	準用
第52条の2		・学校向け放送における広告の制限		非準用	準用
第52条の3		・放送番組の供給に関する協定の制限		非準用	準用
第52条の27		・受託内外放送の放送番組の編集		非準用	準用

マスメディア集中排除原則 ① 有線テレビジョン放送法



制度の現状

有線テレビジョン放送事業者（施設設置者）は、審査基準において、①一般放送事業者（NHK、放送大学以外の放送事業者）及びその関係者（支配される者）、②地方公共団体及びその関係者（支配される者）が申請者の場合、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情がある場合に限ることとされている。

▶有線テレビジョン放送法関係審査基準第8条第2項

2 施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。この場合において、支配とは、放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第9条第8項の規定によるものとする。

制度の趣旨

これらの規定は、

- ①有線テレビジョン放送の伝送路の敷設に当たって電柱共架、道路占用等の物理的制約があること、その建設に際して多額の設備投資を必要とすること等から、自然的地域独占の傾向を有しており、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する必要がある、
 - ②有線テレビジョン放送事業者は、地域に密着した自主制作番組の放送を通じて、地方行政についての報道等受信者の意識や生活と緊密な関係を有するニュースや情報の頒布を行うことが期待されているため、その言論報道機関としての自主性・中立性を確保する必要がある、
- 等の背景に基づくものである。

留意点

- 上記の制度の趣旨については、現在においても依然として妥当性があると考えられる。
- 他方、平成18年6月時点で141の地方公共団体が施設者（自主放送を行う許可施設）となっている。また、一般放送事業者自らが施設者となった例はないが、一般放送事業者や地方公共団体が出資している（支配している）会社も多く施設者となっている。

マスメディア集中排除原則 ② 電気通信役務利用放送法



制度の現状

有線役務利用放送事業者についての所有規制については、電気通信役務利用放送法施行規則第7条第3項において、次のように、地上放送事業者及びその関係者は有線役務利用放送を実施できないことと規定されている。

- ①地上放送事業者は、自らの放送対象地域内において有線役務利用放送を実施できない。
- ②地上放送事業者を支配している者は、その地上放送事業者の放送対象地域内で有線役務利用放送を実施できない。
- ③地上放送事業者又は地上放送事業者を支配している者から支配されている者は、その地上放送事業者の放送対象地域内で有線役務利用放送を実施できない。

制度の趣旨

本所有規制は、基本的には、多数の放送事業者による自由な言論報道市場の形成伸張を制度的に確保するため規定されている。

留意点

規制改革・民間開放推進会議の第2次提言において、地上放送事業者が電気通信役務利用放送事業者として登録できるよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始することが求められているところであり、総務省においては、年内に、本件に関する具体的なニーズ等に関し調査を行うこととしている。

➤電気通信役務利用放送制度の見直し【規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日）】

現行の電気通信役務利用放送制度においては、地上波放送事業者が、放送対象地域において自ら電気通信役務利用放送事業者として登録することはできないが、IPインフラを用いて行う放送を行う主体に関する制約を緩和することにより、視聴者が自ら望む伝送路で視聴できる余地を拡大しておくことが望ましい。したがって、地上波放送事業者が自ら電気通信役務利用放送事業者として登録し得るよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始し結論を得て、所要の措置を講ずべきである。



制度の現状

○有線テレビジョン放送法関係審査基準においては、一般放送事業者による有線テレビジョン放送施設の設置が制限されているため、コミュニティFMを業として行っている者は、原則として有線テレビジョン施設者になることができない。

➤有線テレビジョン放送法関係審査基準第8条第2項

2 施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。この場合において、支配とは、放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第9条第8項の規定によるものとする。

○他方、電波法審査基準においても、同様の規定により、有線テレビジョン放送事業者によるコミュニティFM局の兼営が制限されている。

➤電波法審査基準（コミュニティ放送局関連抜粋）

（ウ）申請者が次に規定するもの場合は、（ア）及び（イ）によるほか次の条件に適合しているものであること。

A 有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の業務を行う者（以下この項において「有線放送事業者」という。）

原則免許主体として認めないが、申請者が放送を行おうとする地域において、他にコミュニティ放送局を開設しようとする者がいないこと、放送を行おうとする地域の住民からコミュニティ放送局の開設について強い要望があること等の事情から、有線放送事業者がコミュニティ放送を行うことが、当該地域におけるコミュニティ放送の普及等のために必要であると判断される場合に限り、免許主体として認める。

留意点

○放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保するという観点から、現在の審査基準には意味があると考えられる。

○他方、コミュニティFMは、市町村単位を放送エリアとするFM放送であり、一般放送事業者の中でも、より地域に密着した番組を放送していることが特徴である。そのため、有線テレビジョン放送とコミュニティFMの兼営が一般的に可能になることにより、①地域情報発信の担い手としての地位が強化される、②経営基盤が強化される、という効果が期待され、コミュニティチャンネル等地域の特性を活かした地域情報発信の活性化に資すると考えられる。

業務区域に係る基準



制度の現状

有線テレビジョン放送施設を設置しようとする場合の施設区域については、有線テレビジョン放送法関係審査基準において、受信障害解消のための施設を除き、市町村全域カバーを原則とし、全域が無理である場合は、人口集中地区の大半のカバー、施設区域とできない区域の扱いについての将来計画が求められている。

制度の趣旨

施設区域に関する基準は、都市型ケーブルテレビが出現した当初、一部の地域のみでの事業展開を許容した場合、ケーブルテレビ全体の普及が市区町村の中心部のみに限られる可能性があり、多くの住民がケーブルテレビサービスを楽しむような状況を確保するために設定されたものと捉えられる。

留意点

- 同様のケーブルテレビサービスを提供している電気通信役務利用放送事業者は施設区域の制限がない。
- ケーブルテレビ事業者を取り巻く環境は、多方面で競争が激化しているものであり、ケーブルテレビ事業者がこのような競争環境の中、自立して経営を行っていくためにも、経営の自由度を高めるという観点は重要。一方で、ケーブルテレビの普及が市区町村の中心部のみに限られるという懸念の払拭という観点も重要。

生じる例

○現在の施設区域について審査基準を厳格に運用する場合、例えば、以下のようなケースで問題が生じる。

ケース 1

有線テレビジョン放送施設が設置されているA市と施設がないB町、C村が市町村合併を行いD市となった結果、旧A市に施設を設置していた有線テレビジョン放送施設設置者が、審査基準上は、D市のうち旧B町、C村地域にも施設を設置せざるを得ない状況となる。

ケース 2

A市に有線テレビジョン放送施設を設置しているXが、隣接するB市のうち市境地域の住民からサービス提供を求められたとしても、Xは、原則B市全域をカバーする施設を設置しない限りそのニーズに応えることができない。(特に、B市でケーブルテレビを提供している事業者Yが存在し、市境地域も施設区域に含まれているが、実際に施設が設置されておらずYのサービスを受けることができないような場合については、審査基準を厳格に運用した場合、事業者・住民共に不満が生じるものと考えられる。)

(2) VOD等の映像伝送サービスの コンテンツ規律のあり方



制度の現状

- インターネットの通信規約（インターネットプロトコル）の一種であるIPマルチキャストを用いて、公衆によって直接受信されることを目的として、一斉に番組を配信するサービスについては、「放送」として、電気通信役務利用放送法の適用を受けることとなる。
- 一方、同じようにインターネットプロトコルを用いる場合であっても、公衆によって直接受信されることを目的とせずに、いわゆるVOD（ビデオオンデマンド）などのように、受信者の求めに応じて、その都度、受信者に番組を配信している者は、「放送」ではなく通信サービスを行っている者であり、放送法制上の規律を受けない。

留意点

- 今後、リニアのVODサービスなど、より「放送」に近い社会的影響力をもったサービスが実用化されるようになると予想される。映像配信サービスに対する規律の在り方については、各国により様々であり、各国の政策動向等を注視して検討を行う必要がある。

(参考) 主要国における閉域網におけるネット映像配信に対する放送規律の適用



	米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国※1
主な 放送規律	34年通信法 96年通信法	90年放送法 96年放送法 03年通信法	視聴覚コミュニケーション法	各州州法 放送に関する州間協定 (メディアサービスに関する州 間協定)	放送法
リニア (ライブ型) 番組提供者が送信 のタイミングを決定し、編集する映像 コンテンツ配信 形態	○ (適用あり) 《参入》通信法 (ケーブル・ OVS)。 《番組》通信法。 【例】FiosTV (ベライゾン)、 U-verseTV (AT&T)	○ (適用あり) ・公衆の受信に供されるもの 《参入》03年通信法。 《番組》03年通信法、Ofcom 番組基準。 【例】Video Networks, Kingston Communications、	○ (適用あり) 《参入》視聴覚法に基づく 協約。 《番組》視聴覚法の適用あり。 【例】マリニユTV (フランステレコム)	△ (検討中) ・ドイツテレコムのHDTVを含む 新サービスの取扱いにつき 検討中。→番組がプログラムに 組み込まれ、同時に 伝送される場合、放送。 【例】ドイツテレコム (予定)	△ (検討中) ・2006年1月から、放送委員会 において、IPTVをはじめとする 融合サービスの規制などの在り方 について検討中。 (実施事業者は無し。)
ノンリニア (VOD型) 受信側が特定の番組の 伝送の時間を決定する形態	○ (適用あり) 《参入》通信法 (ケーブル・ OVS)。 《番組》通信法。 【例】FiosTV (ベライゾン)、 U-verseTV (AT&T)	× (適用なし)※2 《参入》適用なし。 《番組》一般的な違法有害 情報規制の対象。 【例】Video Networks, Kingston Communications	× (適用なし)※2 《参入》視聴覚法、郵便・ 電子通信法典の適用なし。 《番組》一般的な違法有害 情報規制の対象。 【例】フランステレコム	× (適用なし)※2 ・メディアサービスに該当。 《参入》メディアサービスの規律。 《番組》一般的な違法有害 情報規制の対象。	△ (検討中) ・2006年1月から、放送委員会 において、IPTVをはじめとする 融合サービスの規制などの在り方 について検討中。 (実施事業者は無し。)

※1 韓国では、インターネット(オープン網)上の映像配信を行う放送事業者に対しては、放送委員会により、放送法に基づく番組規制が課される。

※2 EU委員会では、VODによる映像配信について、最小限の放送コンテンツ規律を課す指令案を検討中。

(3) その他の論点

IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて①



再送信の同意

放送

有線テレビジョン放送法

- 受信障害地域について、義務再送信制度（これまで例なし）
- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）
- 協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度（ケーブルテレビ事業者が総務大臣に申立て）

電気通信役務利用放送法

- 再送信には、放送事業者の**同意が必要**（放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨）
- ・ 裁定制度はなし
- ・ 義務再送信制度はなし

文化審議会著作権分科会において、IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信については、早急に「有線放送」と同様の扱いとする旨提言（本年8月24日報告書取りまとめ）

著作権処理

有線放送

① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	契約形態
著作権	文芸	許諾必要	年間包括契約 （5団体ルールによる一括処理あり）
	音楽	許諾必要	年間包括契約 （5団体ルールによる一括処理あり）
著作隣接権	レコード	許諾不要	—
	レコード実演	許諾不要	—
	映像実演	許諾不要	※（注）

※（注）実態として5団体ルールの対象となっている。

② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

自動公衆送信

① 放送番組に含まれる著作物の原権利者に係る権利

		許諾の要否	契約形態
著作権	文芸	許諾必要	個別契約
	音楽	許諾必要	個別契約
著作隣接権	レコード	許諾必要	個別契約
	レコード実演	許諾必要	個別契約
	映像実演	映画の著作物に一定の場合には許諾不要	個別契約

② 放送事業者の有する著作権・著作隣接権 … 許諾必要

ケーブルテレビ

ケーブルテレビと同方式

電気通信役務を利用したケーブルテレビ

IPマルチキャスト方式

IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて②



1. 通信・放送の在り方に関する懇談会

➤2006年6月6日に「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書を発表

放送の法体系上、電気通信役務利用放送は放送の一種であるにもかかわらず、役務利用放送事業者によるIPマルチキャスト放送は著作権法上通信と解釈され、権利処理の際に不利に扱われている。従って、政府は、電気通信役務利用放送全体が著作権法上も放送として扱われるよう、速やかに対応すべきである。

2. 知的財産戦略本部

➤2006年6月8日に「知的財産推進計画2006」を決定

2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

3. 文化庁の検討状況

➤2006年8月24日に文化審議会著作権分科会が、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等に関する報告書を取りまとめ

報告書の概要(抜粋)

- (1)「放送の再送信」部分については、IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が平成18年末にも開始されることにかんがみ、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。
- (2)IPマルチキャスト放送による「自主放送」部分については、権利を制限される実演家等の理解を得るために十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況及びIPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があること等から、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得る。
- (3)「放送の同時再送信」の場合、有線テレビジョン放送の再送信の場合を含め、現行法では権利を持たない実演家及びレコード製作者に対し、報酬請求権を付与。



制度の現状

- 有線テレビジョン放送法及び電気通信役務法では、公共的なチャンネル提供の義務規定はない。また、住民を主体的に番組制作に関与させている事業者は存在するが、その放送番組の編集責任はあくまでケーブルテレビ事業者側にある。
- 米国では、チャンネル容量の一部を公共用（パブリックアクセス）に割り当てた場合、こうしたチャンネルの編集責任は、原則、ケーブルテレビ事業者側ではなく、番組提供事業者側が負う仕組みとなっている。

留意点

- 放送のデジタル化と今後のアナログ放送の終了によるケーブルテレビの放送可能チャンネルが拡大することに鑑み、ケーブルテレビが、住民のメディアリテラシー向上に寄与するパブリックアクセスチャンネルなど、公共的なチャンネルを積極的に提供することが期待されている。
- ケーブルテレビ事業者に対して、住民により制作された番組を提供することを奨励するとしても、放送番組の編集責任をケーブルに全面的に負わせたままでは、こうした取組みは広がっていかないという指摘もある。
- 米国等の実情や制度の運用状況を調査した上で、こうした公共的チャンネルの普及策について検討を行うことは有益であるという指摘もある。



ケーブルテレビの無線利用について

制度の現状

有線テレビジョン放送法においては、『有線テレビジョン放送』とは、公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信のことを指し、放送法及び有線テレビジョン放送法により、有線・無線の放送が厳格に区別されている。なお、現行制度上、有線テレビジョン放送事業者が無線を利用するためには、別途電波法に基づく無線局の免許を申請しなければならない。

留意点

効率的なネットワーク構築等のため、ギャップファイラー、WiMAX、宅内LANなど無線の活用について、事業者の需要が高まることが予想される。

技術基準のあり方

制度の現状

現行の施行規則の技術基準は、出力端子の搬送波毎のレベルを規定する等、全体的に設計基準的な規定となっている。

留意点

MPEG2に対するH. 264、RF伝送に対するIP伝送のように、短期間で次々と新技術が登場してくる状況を勘案すると、技術基準は大枠の規定とし、技術進歩の激しい部分は柔軟に改訂可能な民間規定に委ねることも考えられる。